



発行 新潟県

号外 1
令和6年5月1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

573 知事指定薬物の指定（感染症対策・薬務課）



◎新潟県告示第573号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和6年5月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 知事指定薬物の名称  
 (8R)-N,N-ジエチル-6-メチル-1-[(チオフェン-2-イル)カルボニル]-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：1T-LSD）及びその塩類
- 2 指定の理由  
 条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。
- 3 指定の効力が発生する日  
 令和6年5月2日